平成２５年（フ）第１２３号
北九州市八幡西区萩原２丁目１番３―105号
債務者　礒部　裕孝
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５７号
北九州市小倉北区長浜町13番６―103号
債務者　大河内綾子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目２番43―606号
債務者　山田　貴久
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５号
青森県むつ市金谷１丁目４番10号
債務者　奥島　　俊
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
青森市沖館３丁目５番15号
債務者　児玉　経子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
熊本県上益城郡益城町大字木山422番地１
債務者　上田　精子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２００号
熊本市中央区出水６丁目１番８号　東南アパート202、前住所熊本市東区花立６丁目３番36号
債務者　上田　盛高
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０４号
熊本市中央区渡鹿３丁目10番15号　晴耕荘１号、前住所熊本市中央区萩原町９番44号
債務者　櫻井　孝進
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０５号
熊本県合志市幾久富1866番地1494　水上ハイツ202号
債務者　宮田美智子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０６号
熊本市北区山室２丁目15番１号
債務者　土田　裕二
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９号
熊本市東区下江津２丁目５番23号
債務者　下田　尉二
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
神奈川県横須賀市津久井５丁目11番５号　サニーコートＢ―１
債務者　手代木宮人（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５２号
神奈川県横須賀市野比１丁目20番６号　マリンハイム202
債務者　山下真由佳
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８８号
大阪市東淀川区東中島２丁目12番４―804号
債務者　朝野　喜美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９５号
大阪府東大阪市新鴻池町７番３号
債務者　上田　尚美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６３号
大阪市住吉区千躰２丁目４番28号　ふぁみーゆ沢之町402号
債務者　長田　清和
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６７号
大阪府摂津市桜町１丁目14番37号
債務者　居酒屋ダイニング月のあかりこと　西村　豊一
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部